

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第23号
件 名	子どもの最善の利益を守るため、小日向台町小学校等の改築において改めて仮校舎用地確保を検討し、今後の学校改築においては校舎外に仮校舎用地の確保を念頭に置いた長期の改築計画を策定すること。また小日向台町幼稚園移転がなくなった経緯について改めての区民への説明と、今後の適切な文書管理を行うことについての請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 300px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 外4名
紹介議員	依 田 翼
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	文 教 委 員 会

請願理由

小日向二丁目国有地（以下、「国有地」という。）については、かねてより地元住民から「小日向台町小学校仮校舎用地に」「幼稚園だけでも移転を」という要望が上がっていました。小日向台町小学校等の改築にとってこの国有地は、至近に残された最後の最適地です。

以下、国有地をめぐる政策決定の経緯は、主に関東財務局の記録文書によって明らかになっています。

平成 27 年 5 月 1 日 「未利用国有地等の処分等における地域の整備計画等に関する意見照会及び情報提供について（回答）」（文京区）という文書を区長名で関東財務局東京財務事務所長に提出。国有地の利用用途は「特別養護老人ホームの誘致」「近隣老朽施設の改築・移転用地（暫定利用）」「区立幼稚園の認定こども園化の転換」を挙げ、緊急に事業または施設整備を国有地に必要とする理由として「小日向台町幼稚園・小学校、児童館も徒歩数分の立地となっている。そのため、将来の行政需要の変化に合わせて、長期的に新たな事業展開や施設整備を計画する上でも、適地と考える」、「近隣の区立幼稚園・小学校が老朽化による改築を控えており、仮設園（校）舎又は移転整備用地の確保を必要としている」、また緊急の度合いを「近隣の区有施設は手狭であり、仮設又は移転用地の確保ができず、改築計画の策定に至っていないため、早急な確保が必要である」とした。

平成 28 年 8 月 3 日 「小日向住宅の建物解体および擁壁回収にかかる確認について」（関東財務局東京財務事務所）において、利用計画として「平成 31 年度に区主体の認定こども園を本地南側に開設、同年度に社会福祉法人主体の特別養護老人ホームを本地北側に開設することとしている」とある。規模は、特別養護老人ホームは建築面積 1,800 平米、認定こども園は建築面積 980 平米とし、土地利用計画図（*参考 1）も示された。

平成 29 年 3 月 15 日 「小日向住宅埋蔵文化財本調査の打ち合わせについて」（関東財務局東京財務事務所）において、埋蔵文化財調査が、特養とこども園の位置と形状が記載された土地利用計画図に沿って行われることがわかる。しかし「文京区企画課としては、特養の計画を見据えながら、残地を使い、認定こども園の建設を考えているため、現段階では、どこにも話をしていない模様」という記述。

平成 29 年 12 月 18 日～平成 30 年 7 月 20 日 小日向一丁目・二丁目南遺跡の発掘調査が行われる。（*参考 2、『文京区小日向一・二丁目南遺跡-小日向住宅建物解体事業に伴う埋蔵文化財発掘調査-』東京都埋蔵文化財センター調査報告 第 344 集）

平成 30 年 1 月 29 日 「小日向住宅ほかの今後の打合せについて」（関東財務局東京事務所）において、「社福施設の計画が具体化したら、残地を使って認定こども園等と考えていたが、3 階までしか建てられないため、余剰地が残らないかもしれない」と文京区が発言。平成 29 年 10 月 20 日の建物解体にあたっての住民説明会では、「小日向住宅跡地に区が老人施設をつくらうとしている噂は耳にするが、いまだ区から近隣住民に対する説明がない」と多数意見が寄せられたとの記録。

令和元年 6 月 3 日 「利用計画策定のためのポーリング調査について」（関東財務局東京

事務所)において、文京区は「敷地北側については、当初の予定どおり特別養護老人ホームを計画しており、施設規模は一般的なもの(100床程度)となる予定。敷地南側については、ボーリング調査の結果を踏まえて認定こども園の施設規模を検討する予定であったが、ボーリング調査は行わず、擁壁に影響の出ない比較的小規模のものとする、もしくは、需要が高まっている同規模程度の社会福祉施設(障がい者グループホーム、高齢者グループホーム等)への計画変更を検討している」と発言。

令和元年12月12日 「旧小日向住宅の利用計画について」(関東財務局東京事務所)において、文京区は「旧小日向住宅の利用計画については、当初の予定どおり『特別養護老人ホーム』と『区立認定こども園』としたい。特別養護老人ホームについては、区が公募選定した社会福祉法人、区立認定こども園については、文京区が定期借地により借り受ける」と発言。

令和2年1月 「未利用国有地等の活用計画概要(案)」(文京区)において、国有地の主な用途を特別養護老人ホームと区立認定こども園と記載。定員100名程度の特別養護老人ホームは地上3階地下1階で建築面積1,800平米(延床5,000平米)、認定こども園は地上2階の建築面積980平米(延床1,600平米)で、別棟として整備するとした。

令和2年3月 「文京区教育委員会教育指針」を策定。(5)学校施設等の設備の⑤「校地の有効活用のため、隣接する等の条件が整っている場合には、改築等を行う際に一体的な整備について検討します」という文言。

令和2年6月9日 「関東財務局打合せ記録要旨」(文京区)において、「コロナ禍で、特別養護以外の利用計画を見直すことも考えている」と計画変更がうかがわれる記載。

令和2年6月9日 「小日向住宅跡地にかかる取得要望等について」(関東財務局東京財務事務所、文京区作成の「関東財務局打合せ記録要旨」と同じ打ち合わせを記録したもの)では、「区内部での検討を行った結果、特養については進めていくが、認定こども園部分については、白紙となった」と文京区が発言。

令和2年6月16日 「小日向住宅跡地にかかる取得要望等について」(関東財務局東京財務事務所)において、認定こども園の計画が白紙になったのは「コロナの影響により、歳入の減少が見込まれ、学校など箱物の建替えは優先度が低いと判断される可能性が高いため、小日向台町小学校の建替え計画の一環としている認定こども園の整備についても早期の実現が不透明な状況にあることや、町会長やPTAが参加する建替えにかかる検討会も開催できる状況にないことから白紙としたものである」と文京区企画政策部企画課が発言。

令和2年9月18日 「小日向住宅跡地にかかる取得要望等について」(関東財務局東京財務事務所)において、「特養ホームと認知症高齢者グループホーム(いずれも減額対象、借受は事業者)を1棟に合築する方向で計画案の作成を進めている」と発言。

令和2年10月14日 「小日向住宅跡地にかかる取得等要望について」(関東財務局東京財務事務所)において、「特養ホームと認知症高齢者グループホームの2つの事業が実施可

能な 1 社を公募にかける計画である。現状、興味を持っている事業者が一定程度いると介護関連の部署からは聞いている」と発言。

令和 4 年 9 月 小日向 2 丁目計画のボリューム図作成業務を文京区がシスケアに委託。
①特養（3 階層で 5,000 平米） ②地域密着型サービスとして ア：認知症グループホーム
又はイ：看護小規模多機能型居宅介護事務所（どちらも延べ床 750 平米） ③育成室（300 平米） ④消防水利（100 平米） ⑤敷地内通路を用途・数量とした。

令和 4 年 11 月 4 日～12 月 5 日 「国有地の活用に向けた活用方針（素案）に対する意見募集の結果について」（文京区）において、集まった 25 件の意見のうち 9 件が小学校・幼稚園・児童館建て替えに国有地を活用してほしいという要望であった（8、10、11、12、14、18、19、24、25 番）。

令和 4 年 11 月 22 日 区民説明会において、「土地の借地代は、区から提示がなかったが、小学校の建て替えには 10 年間で 50~60 億の費用がかかると聞いている。学校の改築工事により、子どもたちが 10 年間校庭がなく、工事騒音の中で過ごすことになるという悪条件や、居ながら工事にならなければ工期の短縮により工事費も節約できるように思う」とする区民の意見に、企画課長が「国の留保財産に福祉施設を整備することにより 10 年間借地代の減免を受けられるということもあるが、金額面のみで判断をしているということではなく、国の要件の趣旨として、介護施設の必要性が高まっているということや、区としても喫緊の状況を踏まえ、特別養護老人ホームを整備することとなった」と発言。また「小日向台町小学校に併設されている小日向台町幼稚園を今回の土地に整備することは検討したか」という質問には、「詳細な検討はしていないが、50 年の定期借地権において、契約期間終了後に原状復帰するという前提があることから、小学校や幼稚園等の整備は難しいと考えている」と発言。他にも小学校改築等に利活用できないかの問い合わせがあった。

令和 4 年 11 月 22 日 厚生委員会での区議の発言「小日向台町小学校改築は何年も掛けて居ながら工事をするのではなくて、できるだけ早く完成させるために財務省跡地に仮校舎を建てて、また江戸川橋体育館も利用して一気にやっちはどうかという声も根強くあります」に対し企画課長が「今御指摘いただきました小日向二丁目の国有地の活用についてでございますが、こちらにつきましては国有地ということで、一定、国からの縛りもございます。そういった中でこの間、区と国のほうで様々議論を尽くしてきたところでございますが、今いただきましたような案につきましては、今回の国等のスキームでは採用ができないということで、先ほど介護保険課長から答弁があった特養の事業を進めるということで今進めているところでございます」と答弁。

令和 4 年 12 月 18 日 「国有地利用について」（文京区）において、「これまでの地域住民との意見交換会では、地域交流の空間や一時避難場所、消防水利の確保等の要望があり、これらを特別養護老人ホーム建設の要件に含める方向で検討しております」とし 25 人中 9 人が言及した小学校等の改築での利活用については触れられず。

令和 5 年 5 月 17 日 「小日向住宅跡地にかかる個別協議、埋文調査等について」関東財

務局東京財務事務所)において、文京区が「公募における自由提案として社会福祉法第2条に規定されている第一種又は第二種社会福祉事業に限り、借受者が自由提案する高齢者福祉に資する事業を実施させることも可能としたい」と発言(国に「自由提案は困難」と却下される)。

令和5年7月 「小日向台町小学校等改築だより」第一号が発行され、工期8年が住民に示される。長期にわたる工期に驚いた住民有志により「小日向台町小学校の改築を考える会」結成。

令和5年11月 区民による調べにより、令和元年9月20日財理第3207号「定期借地権を設定した貸付けについて」に基づき制度的に国有地を仮校舎用地として利用することが可能であると住民にも明らかになる(地域住民は国有地は仮校舎としての活用はできないと誤解してきた)。

令和5年12月5日「小日向台町小学校改築に係る小日向二丁目国有地の活用に関する区の見解について」(文京区)において、「制度的には国有地の用途として仮校舎を整備することは可能であると認識しております」としたものの、「建築範囲は限られ、現在計画している特養・育成室・地域密着型サービスで必要となる面積を確保したうえで、仮校舎建設に必要な面積を確保することは、困難であると考えております」「特養については、安定的な運営をするために定員100人以上の施設を整備する必要があります。この施設規模を満たせる広い用地については、これまでの状況からも、現時点で本敷地以外に建設地を見込むことが極めて困難な状況です」と回答。(100名程度の特養であれば、令和4年8月23日の関東財務局東京事務所の記録でも、文京区は特養の規模は以前と変わらず5,000平米と見込んでおり、ちなみに育成室についてはニーズを見越し「15年の時限的な施設」と文京区が記載していた記録が残る)

令和6年6月7日 本会議において区議による「幼稚園の移転中止が適切だったのか、合理的な説明をお願いします」という問いに対し、区長は「当該土地の活用方法や形状等について確認を進め、様々な可能性について検討してまいりました。その後、令和2年度に、当該土地の活用方針を作成するにあたり、改めて全庁的に確認したところ、幼稚園の移転先としての活用は、小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会において、小学校と幼稚園の一体的な整備について方向性が定まっておらず、その時点において決定するための判断が難しかったことから、それ以外の活用方針で取りまとめ、国に提出したものです」、「様々な行政需要と諸条件を総合的に判断し、必要な検討を行った上で、適切な対応をしたものと捉えております」と答弁。教育長(現副区長)は、「学校の改築にあたっては、令和2年3月に策定された文京区教育委員会教育指針において『隣接する施設等の条件が整っている場合には、改築等を行う際に一体的な整備について検討する』とされております。そのため、小日向台町幼稚園の移転については、小学校の改築とあわせて議論する必要性がありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、改築の方向性を検討する改築基本構想検討委員会を一度も開催できない状況にあったことから、その時点において、判断する

ことは難しかったため、移転についての要望は出しておりません」と答弁。

文京区が（幼稚園と小学校の）「一体的整備」の拠り所とする文京区の教育指針が策定されたという令和2年3月は、コロナ禍が始まった頃であり、幼稚園移転が白紙になったことがうかがわれる令和2年1月～6月の間に該当します。この時期にあえて、一体的整備が必要と決め込み、幼稚園移転や仮校（園）舎のために国有地を活用しない理由とすることに合理的な説明は難しいと考えます。

私共区民、日本国民には、国民の財産である国有地がどのように利活用されるのか、その意思決定に至る過程を知る権利があります。住民が希望し、かつては区自らが判断していたように、幼稚園の移転又はこども園計画は、小日向台町小学校等の改築事業において合理性が高く、また近年逼迫する教室不足への対応にも貢献したと考えられることは疑う余地がありません。コロナ禍などを理由に、予定地の埋蔵文化財調査まで行った幼稚園移転だけなくなり、特養の検討は進められたことへの合理的説明が求められます。ちなみに予定変更に伴い、追加で埋蔵文化財調査が範囲を広げて国の負担で行われることとなっています。区が、事業者ではなく国の負担で行ってもらえるようにとの発言が残っています。令和5年5月31日の住民説明会では「埋文調査は国による実施であるので、詳細は把握していない」（「小日向二丁目国有地における特別養護老人ホーム等の整備概要説明会」の記録）としています。

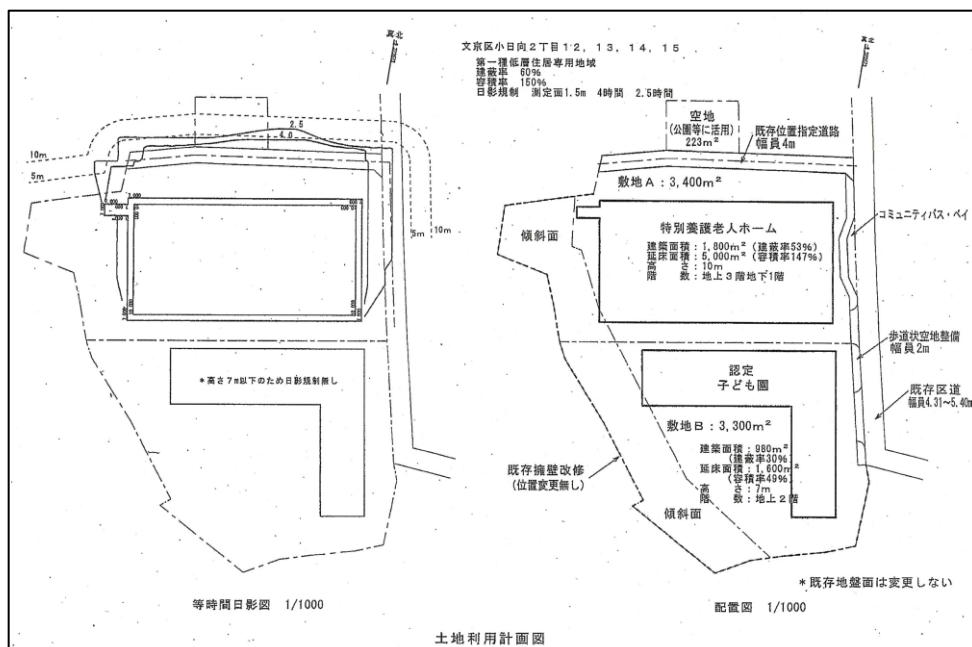
区長は、「区の政策決定に至る過程においては、日々の業務を通して思料するものもあり、その結果、記録や資料等の文書が残されていないものがあることは事実としてあり、本件において、政策過程が一部記録されていなかったことは認識しております」と令和6年6月7日の本会議において答弁したとおり、国有地をめぐる文書の一部がないことを認めました。記録文書が存在しないのであれば、国有地をめぐる政策決定について不透明な部分を改めて審議する必要性は高く、またそのような透明性ある政策決定こそが区民の信託の上にある区議会の役割であると考えます。記録文書はないが政策を進める、というのは民主政治のあるべき姿ではありません。政策過程を記録した文書がない中で、子どもの利益を犠牲にしても政策を押し進めるようなことは「文の京」においてあってはならないことと考えます。豊島区においては、文京区に隣接する地域にある駒込小学校・仰高小学校・駒込中学校の3校を順次改築するため、民間から借り受ける民有地に仮校舎を建設することを令和6年7月に発表しました。豊島区は「改築工事期間中の学習環境を可能な限り良好なものとするため、これまでの学校改築においては、例外なく校舎外に仮校舎を設けてきており、今後もこの方針を維持していく必要があります」と「豊島区学校施設等長寿命計画 概要版」に記しています。豊島区は「学校改築には、仮校舎地が不可欠である」、「厳しい財政状況やコロナ禍などの不安定な社会経済状況においても（学校改築を）着実に進めてきた」としています。他区でも、廃校・統廃合の空校舎を利用しているのは千代田区・港区・江東区・渋谷区と豊島区、都有地を利用しているのは新宿区・渋谷区、公園・商業ビルを利用しているのは中央区、スポーツセンター敷地（テニスコート等）を利用しているのは渋谷区です。子どもの最

善の利益を守るためには、改築には自校校庭ではなく敷地外に仮校舎用地が必要です。小学校生活 6 年間丸々校庭なし・工事をしている真隣で教育を受ける子どもたちが複数学年出るような現状計画は、文京区が令和 8 年 4 月に施行を目指す「(仮称) 文京区こどもの権利擁護に関する条例」にもとるものであり、計画なき自校方式は、明らかな子どもの権利の侵害です。

請願事項

- 1 小日向台町小学校等の改築において、改めて小日向二丁目国有地の分割・暫定利用を含め、あらゆる仮校舎用地の利用の可能性を検討し、子どもの最善の利益の保全を図るよう区に求めてください。
- 2 文京区の学校改築において、子どもの最善の利益を守るため、校舎外に仮校舎を設けることを念頭に、長期の改築計画を策定することを区に求めてください。
- 3 小日向台町小学校等の改築において、小日向二丁目国有地への幼稚園移転又はこども園計画がなくなった経緯についての説明を日本国民及び文京区民として求めます。改めて詳しい説明をするよう区に求めてください。
- 4 今後は、区民及び区議会が区の政策決定の経緯を検証できるよう、行政文書を適切に残し、管理することを区に求めてください。

(*参考 1)



(*参考2)

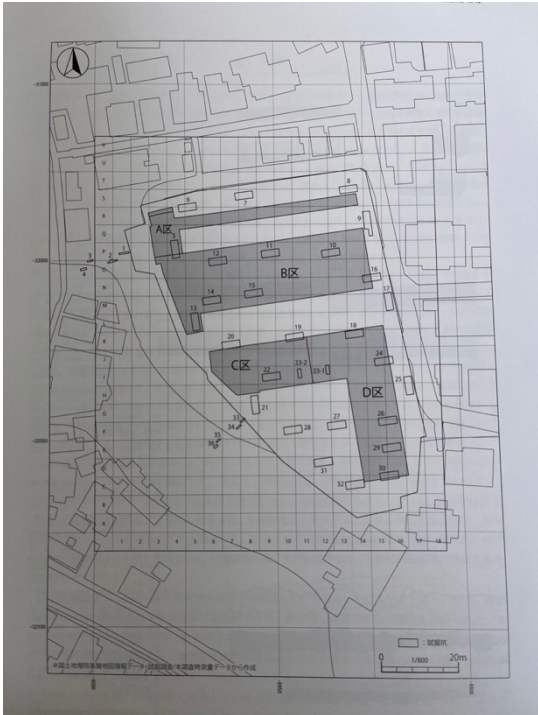


写真 27 発掘調査区全景 (南から)